

証券コード 1712  
2024年4月30日  
(電子提供措置の開始日2024年4月25日)

株 主 各 位

名古屋市瑞穂区明前町8番18号  
株式会社ダイセキ環境ソリューション  
代表取締役社長 山本浩也

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第28回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.daiseki-eco.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名「ダイセキ環境ソリューション」又は証券コード「1712」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年5月21日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2024年5月22日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)  |
| 2. 場 所          | 名古屋市瑞穂区明前町8番18号<br>株式会社ダイセキ環境ソリューション本社 2階 会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第28期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第28期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)計算書類報告の件 |

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 目次

●第28回定時株主総会招集ご通知	1
●株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件	5
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	8
●事業報告	13
1. 企業集団の現況	13
2. 会社の株式に関する事項	22
3. 会社の新株予約権等に関する事項	23
4. 会社役員に関する事項	24
5. 会計監査人に関する事項	29
6. 会社の体制及び方針	30
●連結計算書類	34
●計算書類	48
●監査報告書	58

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会へご出席される場合



日時：2024年 5月22日（水）午前10時  
※受付開始 午前 9時

場所：名古屋市瑞穂区明前町 8番18号  
株式会社ダイセキ環境ソリューション  
本社 2階 会議室

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

### 事前に行使される場合



#### インターネットによる議決権行使

行使期限：2024年 5月21日（火）  
午後 5時30分入力完了分まで

次頁の案内に従って、各議案の賛否を上記行使期限までに入力してください。



#### 郵送による議決権行使

行使期限：2024年 5月21日（火）  
午後 5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2024年5月21日（火）午後5時30分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

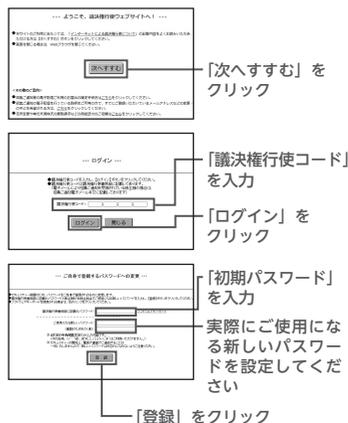


※ 議決権行使書はイメージです。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

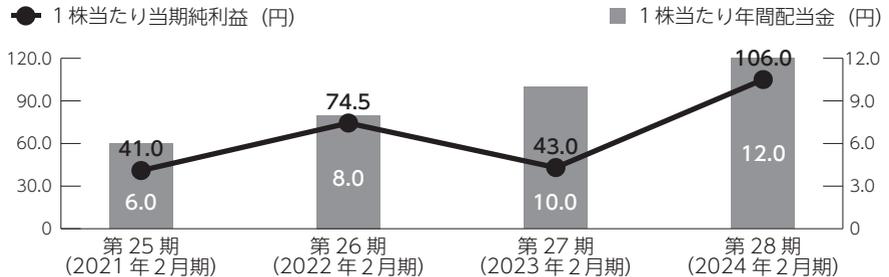
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金7円（記念配当金1円を含む）  
総額117,539,373円

なお、中間配当金（1株につき5円）を含めた年間配当金は1株につき12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年5月23日

なお、当社の配当方針については、21頁の事業報告「1. 企業集団の現況」の「(11) 剰余金の配当方針」をご参照ください。

## 【ご参考】 1株当たり年間配当金・1株当たり当期純利益の推移



## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）2名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

監査等委員会は、各候補者の資質や業務遂行状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門的知識と豊富な経験を有しているとともに、取締役としての適格性も備えており、各候補者を取締役を選任することが適切であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	<p>やまもとひろや 山本浩也 (1968年5月23日生)</p> <p>&lt;再任&gt;</p> <p>取締役会出席状況 100% (21回中21回)</p>	<p>2002年3月 株式会社ダイセキ入社</p> <p>2004年2月 当社取締役 環境事業本部長</p> <p>2007年9月 株式会社グリーンアローズホールディングス取締役(現任)</p> <p>2008年5月 当社常務取締役 環境事業本部長</p> <p>2008年10月 株式会社グリーンアローズ中部代表取締役社長(2022年3月退任)</p> <p>2012年3月 株式会社グリーンアローズ九州代表取締役社長(2022年3月退任)</p> <p>2013年5月 当社専務取締役 環境事業本部長</p> <p>2017年5月 当社取締役副社長 企画管理本部長兼務</p> <p>2021年3月 当社代表取締役社長(現任)</p>	167,340株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は副社長・社長として、当社の成長・発展に大きな貢献を果たしてきた実績と豊富な見識・経験を有することを踏まえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	すぎきりゅうじ 鈴木隆治 (1962年10月30日生)  <新任>	2005年 1月 当社入社 2005年 3月 当社東京本社統括部長 2007年 5月 当社取締役 東京本社統括部長 2010年 9月 システム機工株式会社 取締役 2013年 9月 当社取締役 環境事業本部副本部長 2015年 5月 当社常務取締役 環境事業本部副本部長 2017年 5月 当社常務取締役 環境事業本部長 2020年 5月 当社専務取締役 環境事業本部長 2022年 5月 当社専務執行役員 環境事業本部長 2024年 3月 当社専務執行役員 経営全般担当 (現任)	36,060株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は豊富な現場経営の経験を有し、環境事業本部長として、事業全般を統括してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険の概要につきましては、24頁の事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(1)取締役の状況」の(注)7.に記載のとおりです。なお、全ての取締役候補者は、選任されました場合、当該保険の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は2024年11月1日までですが、更新することを予定しております。
3. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表（スキルマトリックス）は、12頁の「【ご参考】取締役の構成」をご参照ください。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	<p>はなむらみはる 花村美晴 (1978年2月26日生)</p> <p>&lt;再任&gt;</p> <p>取締役会出席状況 100% (21回中21回)</p>	<p>2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2005年4月 公認会計士登録</p> <p>2018年8月 有限責任監査法人トーマツ退所</p> <p>2018年9月 花村美晴公認会計士事務所開設（現任）</p> <p>2020年5月 当社社外取締役監査等委員（現任）</p>	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>同氏は多数の上場会社の監査業務に携わり、会計及び内部統制について豊富な知見を有しておられ、発言・提言をいただいていること、並びに当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として提言をいただいていることを踏まえ、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> <p>選任後は、監査等委員である社外取締役の立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すること、当社の「ダイバーシティの推進」に資すること、並びに指名・報酬委員会の委員としての役割を期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	ほりべ たかし 堀 部 隆 司 (1957年2月11日生)  <新任>	2012年 4 月 愛知県環境部環境活動推進 課主幹 2014年 4 月 愛知県環境部大気環境課地 球温暖化対策室長 2015年 4 月 愛知県環境部大気環境課課 長 2016年 4 月 愛知県環境部資源循環推進 課資源循環推進監 2017年 4 月 公益財団法人愛知県臨海環 境整備センター常務理事 2018年 4 月 公益財団法人愛知県臨海環 境整備センター専務理事 2019年 6 月 一般社団法人愛知県産業 資源循環協会専務理事 (現任) (2024年6月退任 予定)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、長きにわたり環境行政に携わってきた経歴を有しておられ、環境関連の諸団体での経歴も有しておられ、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p> <p>選任後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すること並びに指名・報酬委員会の委員としての役割を期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	こば やし けい すけ 小 林 啓 介 (1968年5月13日生)  <新任>	2004年 7 月 株式会社ヤガミ取締役 事業開発室担当 2005年 4 月 株式会社ヤガミ取締役 第一事業本部営業本部長 兼事業開発室担当 2005年 8 月 株式会社ヤガミ取締役 第一事業本部長 兼事業開発室担当 2007年 7 月 株式会社ヤガミ取締役 経営管理本部長 2008年 7 月 株式会社ヤガミ専務取締役 2010年 7 月 株式会社ヤガミ代表取締 役副社長 2012年 7 月 株式会社ヤガミ代表取締 役社長 (現任) 2018年 8 月 株式会社ヤガミファニテク 代表取締役社長 (現任) 2023年 4 月 株式会社平山製作所代表取 締役社長 (現任)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>同氏は企業経営者として株式会社ヤガミグループの経営に貢献してこられ、その豊富な経験と実績とともに子会社の経営にもかかわるなど、優れた経営執行能力を有しておられ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> <p>選任後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すること並びに指名・報酬委員会の委員としての役割を期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 花村美晴氏、堀部隆司氏及び小林啓介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、花村美晴氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に、独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、堀部隆司氏及び小林啓介氏が原案どおり選任された場合、両氏を両取引所に対し、新たに独立役員とし

て届け出る予定であります。

4. 花村美晴氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
5. 当社は、花村美晴氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、堀部隆司氏及び小林啓介氏が原案どおり選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、花村美晴氏を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険の概要につきましては、24頁の事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(1)取締役の状況」の（注）7.に記載のとおりです。なお、同氏が再任されました場合、引き続き当該保険の被保険者となり、堀部隆司氏及び小林啓介氏が選任されました場合、当該保険の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は2024年11月1日までですが、更新することを予定しております。
7. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表（スキルマトリックス）は、12頁の「【ご参考】取締役の構成」をご参照ください。

### 【ご参考】取締役の構成

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ、適材適所の観点より、総合的に検討した上で、取締役候補者を指名しております。

氏名	役職	社外	委員会			経営	業務	財会	営業	技術	リスク	法務	女性
			監査	指名報酬	コンプライアンス								
山本 浩也	代表取締役社長			○	◎	●	●		●	●			
鈴木 隆治	代表取締役副社長			○	○	●	●		●			●	
花村 美晴	取締役(監査等委員)	○	◎	○				●			●	●	○
堀部 隆司	取締役(監査等委員)	○	○	○			●			●	●		
小林 啓介	取締役(監査等委員)	○	○	◎		●			●		●		

※各取締役に特に期待する分野を4つまで記載しております。 ※◎は委員長

経営：経営・成長戦略

業務：業界の知見・リサイクル・ESG

財会：財務・会計

営業：営業・マーケティング

技術：事業開発及び技術開発・製造・生産

リスク：リスクマネジメント

法務：法務・労務・人事・IT

以上

# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、社会経済活動は一層の正常化に向かい、日経平均株価が史上最高値を更新するなど景気は緩やかに回復いたしました。一方で、インフレと金融引き締めによる影響や中国経済の先行き懸念が増し、国内では円安に伴う物価上昇が消費に影響を及ぼす等、国内外の景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する建設業界におきましては、外部環境の回復基調を受けた民間設備投資の持ち直しや、堅調な公共投資により、建設投資全体は増加基調を維持しておりますが、継続した労働者不足や建設資材価格の高騰などの影響により、注視が必要な状況が続いております。

このような状況の中、土壌汚染調査・処理事業については、継続して高付加価値案件の受注やコンサルティング営業に注力したことにより、各エリアの大規模土壌処理案件が当社グループの業績に大きく貢献しました。また、資源リサイクル事業については、廃石膏ボードリサイクル事業が堅調に推移したことに加え、連結子会社化した株式会社杉本商事及びその子会社の業績が第2四半期連結会計期間より寄与しております。その結果、売上高24,150百万円（前年同期比47.1%増）、営業利益2,792百万円（同103.2%増）、経常利益2,818百万円（同99.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,781百万円（同145.8%増）となりました。

なお、株式会社杉本商事の連結子会社化に伴い、報告セグメントの区分方法を見直し、従来の「廃石膏ボードリサイクル事業」「その他」事業を「資源リサイクル事業」に変更しております。

セグメントごとの比較情報については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

### [土壌汚染調査・処理事業]

中京エリアの工場再開発案件、関東エリアの大規模工場地中埋設廃棄物・汚染土壌撤去工事案件及び関西エリアの大規模工場廃棄物撤去コンサル案件等の高付加価値案件が当社グループ全体の売上及び利益を牽引する等、コンサル営業やグループ会社との連携により採算性が向上し、土壌汚染調査・処理事業の利益率の向上に寄与しました。その結果、売上高19,418百万円(前年同期比45.5%増)、営業利益2,732百万円(同97.1%増)となりました。

### [資源リサイクル事業]

ポリ塩化ビフェニル（PCB）事業及びバイオディーゼル燃料（BDF）事業は、取扱量の減少及びコスト高の影響等により利益は悪化しましたが、株式会社グリーンアローズ中部及び株式会社グリーンアローズ九州の廃石膏ボード入荷量は底堅く推移し、また、第2四半期連結会計期間より株式会社杉本商事及びその子会社の業績が反映されたことにより、売上高4,961百万円(同48.1%増)、営業利益1,006百万円(同37.1%増)となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社杉本商事の株式取得の資金として金融機関より長期借入金2,900百万円の調達を実施しました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,360百万円となります。

その主なものは、構築物、機械装置、リース資産の取得等であります。

## (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年4月5日に株式会社杉本商事の全株式を取得し、100%子会社といたしました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2021年 2 月期)	第 26 期 (2022年 2 月期)	第 27 期 (2023年 2 月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2024年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	14,906	17,082	16,411	24,150
経 常 利 益 (百万円)	1,241	2,112	1,412	2,818
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	689	1,252	724	1,781
1株当たり当期純利益 (円)	41.00	74.52	43.09	106.05
総 資 産 (百万円)	21,275	21,279	21,954	27,351
純 資 産 (百万円)	13,761	15,226	15,945	17,674

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 25 期 (2021年 2 月期)	第 26 期 (2022年 2 月期)	第 27 期 (2023年 2 月期)	第 28 期 (当事業年度) (2024年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	13,057	14,957	14,118	20,243
経 常 利 益 (百万円)	808	1,483	745	2,058
当 期 純 利 益 (百万円)	539	1,031	495	1,583
1株当たり当期純利益 (円)	32.12	61.42	29.48	94.27
総 資 産 (百万円)	19,917	19,587	20,085	24,891
純 資 産 (百万円)	12,303	13,364	13,672	14,994

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 対処すべき課題

環境に対する社会的な関心は、ますます多面的に広がることが予想されており、同時に地球温暖化問題をはじめとした環境保護の考えは世界共通の認識として捉えられ、我が国においても様々な面での法制化が進展しております。また、「土壤汚染対策法」の改正を受けて、今後は規制強化の効果が浸透するなかで、それに対応する事業展開が求められています。

今後につきましては、受注活動の更なる広域化を図るとともに土壤汚染調査・処理技術の向上に努め、顧客のニーズに的確に対応するとともに、以下のような課題と諸策に取り組み、他社との差別化をより一層進展させ、業容の拡大を図ってまいります。加えて、限りある資源の有効活用が求められている今、環境問題に対応していく企業として、土壤汚染調査・処理事業とともに、廃石膏ボードや廃食油のリサイクル、古紙・段ボールの回収といった「資源リサイクル事業」についても推進していきます。

### ① 人材の育成

当社グループの主たる業務は、「土壤汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法的規制を受けております。従って、コンプライアンス及び専門的知識に基づいた適切な対策を顧客に提言することが当社グループの使命であり、また、それに対して管理体制を強化していくことが当社グループが成長するための重要な要素であると認識しております。

そのような認識のもとで、社内勉強会、社外講習会の受講及び各種資格取得の奨励等により、法令遵守及び専門知識の習得に重点を置いた人材育成を積極的に進めるとともに、人材の確保を進めてまいります。

### ② 事業所展開

当社では、全国の営業エリアを、本社、東京本社、関西支社の3営業拠点と、名古屋リサイクルセンター、弥富リサイクルセンター、横浜生麦リサイクルセンター、横浜恵比須リサイクルセンター、大阪リサイクルセンター、岐阜リサイクルセンターを主たる活動拠点として対応しております。

今後の当社グループの成長には、さらに地域に密着した営業展開と、3営業拠点以外の地域の需要の開拓が重要な要素になると考えております。

当社グループとしては、関東地区、関西地区、東海地区を重点営業エリアと考え事業展開を行う一方、中国・九州地区を含め、各地区での営業強化のための人員、設備の充実を順次積極的に進めているところであります。

### ③ 多様化する環境問題への対応

環境問題に関する規制は、今後も強化される傾向にあり、新たな環境問題が顕在化する可能性も否定できません。今後発生する環境問題であっても、「現状認識のための調査・分析」と「リサイクル技術の応用」は、問題解決のための重要な要素になると考えております。従って、当社グループは、自社の保有する調査・分析機能及びリサイクル処理のノウハウを駆使し、多様化する環境問題に対する的確なソリューションを提供することにより、事業分野の多角化を図ってまいります。

## (7) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社（株式会社グリーンアローズ中部、株式会社グリーンアローズ九州、株式会社杉本商事及び有限会社杉本紙業）により構成されており、株式会社ダイセキの企業グループに属しております。

当社グループは、土壌汚染調査・処理事業、資源リサイクル事業を主な事業内容としております。

セグメント別の事業内容は次のとおりであります。

### ① 土壌汚染調査・処理事業

汚染土壌の調査から浄化処理まで一貫して請負っております。調査計画を立案するコンサルティング業務から、現地調査、サンプリングした土壌の分析、汚染土壌の処理まで、全工程を自社グループで対応できる「土壌汚染対策のトータルソリューション企業」であることが当社グループの特徴です。

#### (土壌汚染調査部門)

地歴等を調査する資料等調査、現地ボーリング調査、サンプル土壌の分析を行っております。また、調査計画の立案から調査結果に基づいた土壌処理対策の提案まで、調査にかかわる全工程を自社グループで対応できるため、情報管理、迅速性、価格競争力等で他社との差別化を図っております。

#### (土壌汚染処理部門)

主な処理方法としては汚染土壌の掘削除去です。掘削除去した土壌は、当社グループのリサイクルセンターで加工され、セメント原料として再利用されます。掘削除去は、浄化の確実性と迅速性に優れた処理方法ですが、除去した土壌の適正処理にコストがかかる傾向があります。

当社グループは、セメントのリサイクル原料に加工することにより、土壌の処理費用を低減することで、他社との差別化を図っております。また、更なる競争力強化のため、VOC汚染土壌浄化施設を横浜生麦・大阪の各リサイクルセンター内に設置し、また、重金属汚染土壌洗浄施設を名古屋リサイクルセンター及び弥富リサイクルセンター内に、乾式磁力選別工法を導入した施設を岐阜リサイクルセンター内に設置し、処理方法の多様化を推進しております。

## ② 資源リサイクル事業

### (廃石膏ボードリサイクル事業)

建物の解体現場等から排出される廃石膏ボードを選別・破砕・ふるい分け等により製造した石膏粉を石膏ボードメーカーに納品するとともに、石膏粉を主原料とした土壌固化材を製造販売しております。

### (古紙・一般廃棄物処理事業)

古紙については、事業所や店舗より回収したものを仕分け・梱包し、製紙メーカーに販売しております。一般廃棄物については可燃性一般ごみ及び不可燃性一般ごみを各指定の処理場までそれぞれ収集運搬しております。本事業は、株式会社杉本商事及び有限会社杉本紙業が行っております。

### (PCB事業)

主に微量PCB汚染廃電機器（微量PCB廃棄物）の銘板調査から撤去処分、行政対応まで一貫して対応しております。

### (BDF事業)

主に廃食油にメタノール等を加えエステル交換反応等により生成するバイオディーゼル燃料（BDF）を製造販売しております。

### (環境分析事業)

主に産業廃棄物及び土壌の分析を行っております。当社グループは、このような環境分析に関する「計量証明事業」の認定を受けているため、特に土壌の分析については、当社グループの加工したりサイクル原料の品質管理という観点から、原料を使用するセメント工場からの信頼性の向上に役立っております。

### (その他)

自然災害等に対応し、自治体や地元企業と連携し災害廃棄物（一般廃棄物）処理等の復興支援業務を行っております。また、その他商品の販売を行っております。

## (8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2024年2月29日現在）

### ① 主要な営業所及び工場

株式会社ダイセキ 環境ソリューション	本社	名古屋市瑞穂区
	東京本社	東京都港区
	関西支社	大阪市大正区
	名古屋リサイクルセンター	愛知県東海市
	弥富リサイクルセンター	愛知県弥富市
	横浜生麦リサイクルセンター	横浜市鶴見区
	横浜恵比須リサイクルセンター	横浜市神奈川区
	大阪リサイクルセンター	大阪市大正区
	岐阜リサイクルセンター	岐阜県可児市
	バイオエナジーセンター	愛知県東海市
	名古屋トランシップセンター	愛知県弥富市
株式会社グリーン アローズ中部	東海リサイクルセンター (本社工場)	愛知県東海市
	名港工場	名古屋市港区
株式会社グリーン アローズ九州	九州工場	福岡県糟屋郡宇美町
株式会社杉本商事	本社リサイクルセンター	滋賀県彦根市
	リサイクリング ファブリーク	滋賀県犬上郡甲良町
有限会社杉本紙業	長浜リサイクルセンター	滋賀県長浜市
	多賀リサイクルセンター	滋賀県犬上郡多賀町

### ② 使用人の状況

#### イ. 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
土壌汚染調査・処理事業	97名	8名減
資源リサイクル事業	121名	71名増
全社(共通)	33名	2名増
合計	251名	65名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、執行役員、出向者は含んでおりません。

2. 当連結会計年度よりセグメント変更を行っており、前期末比増減は、変更後のセグメント区分に基づいております。

## □. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	1名減	41.2歳	8.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、執行役員、出向者は含んでおりません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

#### イ. 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する出資比率	当社との関係
株式会社ダイセキ	6,382百万円	53.9%	産業廃棄物処理の受託・委託、環境分析の受託

### □. 親会社との取引に関する事項

当社が親会社と重要な取引を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性及び合理性を確保するために、取締役会において、独立社外取締役から、企業経営等に関わる経験や見識に基づき、客観的な視点に立った意見を適切に得た上で、当社の少数株主の利益を害することのないように審議・検討し実行しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社グリーンアローズ中部	90百万円	54.0%	廃石膏ボードのリサイクル 土壌固化材の製造販売
株式会社グリーンアローズ九州	90百万円	58.0%	廃石膏ボードのリサイクル
株式会社杉本商事	10百万円	100.0%	廃棄物収集運搬・資源回収
有限会社杉本紙業	10百万円	100.0% (100.0%)	古紙収集運搬

(注) 出資比率の( )内は、間接保有比率を内数で記載しております。

#### (10) 企業集団の主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,477百万円
株式会社三井住友銀行	2,078百万円
株式会社ダイセキ	460百万円

#### (11) 剰余金の配当方針

当社は、株主価値の最大化を念頭に、持続的な成長を意識した経営判断を行ってまいり所存であります。

今後につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績拡大に応じた増配による利益還元を適宜実施してまいります。

#### (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,720,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,791,339株（自己株式35,781株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,619名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ダイセキ	9,056,640株	53.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	571,600株	3.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	421,300株	2.50%
株式会社イトジ	345,600株	2.05%
野村證券株式会社	272,196株	1.62%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	241,800株	1.44%
GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE	199,998株	1.19%
ダイセキ環境ソリューション 従業員持株会	175,560株	1.04%
BANQUE CANTONALE VAUDOISE ORDINARY	175,000株	1.04%
山本 浩也	167,340株	0.99%

(注) 持株比率は自己株式（35,781株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年5月24日付取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名に対して譲渡制限付株式報酬として8,800株の自己株式を処分することを決議し、2023年6月12日付けで割り当てしております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 【ご参考】

当社が保有する株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- ① 政策保有に関する方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、これを保有しない方針です。

この方針に則り、当社は事業年度終了後の取締役会にて、保有先企業との売上高、仕入高等の取引状況並びに今後の事業展開での業務提携の可能性等を確認協議し、加えて、保有先企業の財政状態、経営成績及び株価、配当、資本コスト等の状況も確認し、当該株式の検証を実施しております。今後も、毎年、継続して検証を行ってまいります。

なお、政策保有株式の純資産に占める割合は、当期末において3.0%であります。

- ② 政策保有株式の議決権行使の基準

政策保有株式に係る議決権の行使に当たりましては、当該企業の長期的な企業価値の向上に資するものか否か、当社への影響度等を総合的に判断して行います。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	二宮利彦	
代表取締役社長	山本浩也	株式会社グリーンアローズホールディングス取締役
取締役(監査等委員)	花村美晴	花村美晴公認会計士事務所長
取締役(監査等委員)	宇都木 悟	いであ株式会社名古屋支店技術顧問
取締役(監査等委員)	大西幹弘	名城大学経営学部国際経営学科教授 名城大学大学院経営学研究科経営学専攻教授 日本ナレッジ・マネジメント学会理事

- (注) 1. 取締役のうち、花村美晴氏、宇都木悟氏及び大西幹弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、花村美晴氏、宇都木悟氏及び大西幹弘氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ています。
3. 当社は、社外取締役 花村美晴氏、宇都木悟氏及び大西幹弘氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
4. 監査等委員である取締役の花村美晴氏は、多数の上場会社の監査業務に携わり、会計及び内部統制について豊富な知見を有しております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、コーポレートガバナンスのさらなる強化及び業務執行の機動性を促進するために、取締役会における社外取締役の比率を高めることで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員3名の氏名及び役職は以下のとおりです。
- |        |       |                                |
|--------|-------|--------------------------------|
| 専務執行役員 | 鈴木 隆治 | 環境事業本部長、東日本エリア担当               |
| 常務執行役員 | 松岡 容正 | 環境事業本部副本部長、西日本エリア・事業推進(営業推進)担当 |
| 執行役員   | 久保田 剛 | 環境事業本部副本部長、中京エリア担当兼務 名古屋事業部部長  |
7. 当社は、当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役及び監査役並びにその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が当該保険にて填補されます。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求等は、保険契約により補填されません。

## (2) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

### イ. 当事業年度に係る役員報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	70 (-)	62 (-)	- (-)	8 (-)	2 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	4 (4)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2022年5月25日開催の第26回定時株主総会において年額200百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役 (監査等委員を除く。) の員数は2名です。また、上記とは別枠で、2017年5月24日開催の第21回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額120百万円以内と決議いただいておりますが、2022年5月25日開催の第26回定時株主総会において、対象を取締役 (監査等委員を除く。) 及び執行役員に広げることと決議いただいております。第26回定時株主総会終結時点での取締役 (監査等委員を除く。) は2名、執行役員の員数は4名です。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第20回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

### ロ. 報酬の内容の決定に関する方針及び決定方法

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を置き、社外取締役を委員長とすることにより透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しています。

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ、中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社の価値の増大に資するものとします。報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とします。取締役会は、指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役が受ける報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおり決定しております。

#### i 報酬体系

取締役 (監査等委員である取締役を除く) については、業務を執行し経営を監督する立場にあることから、固定報酬である「基本報酬」と中期の株主価値向上に連動する「株式報酬」で構成する。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については「基本報酬」のみとする。

## ii 「基本報酬」

定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位と職務価値を勘案し妥当な水準を設定する。

## iii 「株式報酬」

- a. 株式報酬は、役割毎に定めた基準金額に基づき当社株式を付与する。
- b. また、年度毎の業績水準(営業利益)及び業績目標の達成度に応じて、基本報酬額に対して基準割合(乗数)を定めた上で付与し、株主価値向上への貢献意欲を高めるとともに自社株保有の促進を図る。
- c. 個人別の総報酬に占める株式報酬額の割合は、上記 a 及び b により 5% 以上 30% 以下とする。
- d. 株式報酬として取得した当社株式は、退任時まで譲渡を制限することとする。

## iv 役員報酬の審議及び決定プロセス

指名・報酬委員会は、取締役の報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額、業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に答申していません。

指名・報酬委員会の委員は、次のとおりです。

1. 宇都木悟 社外取締役 (委員長)
2. 花村美晴 社外取締役
3. 大西幹弘 社外取締役
4. 二宮利彦 代表取締役会長
5. 山本浩也 代表取締役社長

取締役会は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬体系、取締役の個別報酬額等を決定しております。

取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案についての決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## <指名・報酬委員会>

取締役の指名・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、3名の社外取締役及び社内取締役2名からなる5名の取締役で構成し、その委員長は社外取締役から選定しております。

取締役会の諮問機関として、以下の内容について審議し、取締役会へ答申を行っております。

- i 取締役の選任及び解任に関する株主総会議案
- ii 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- iii 取締役の個人別の報酬等の内容
- iv i から iii までを決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- v その他、取締役の選任・解任及び報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

監査等委員 花村美晴氏は、花村美晴公認会計士事務所の所長であります。当社と花村美晴公認会計士事務所との間に重要な取引はありません。

監査等委員 宇都木悟氏は、いであ株式会社名古屋支店技術顧問であります。当社といであ株式会社との間に重要な取引はありません。

監査等委員 大西幹弘氏は、名城大学経営学部国際経営学科教授、名城大学大学院経営学研究科経営学専攻教授及び日本ナレッジ・マネジメント学会理事であります。当社と名城大学及び日本ナレッジ・マネジメント学会との間に重要な取引はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要等

	活 動 状 況
社外取締役 花村 美晴 (監査等委員)	取締役会21回のうち全てに出席し、監査等委員会委員長として監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。 多数の上場会社の監査業務に携わり、会計及び内部統制について豊富な知見を有しており、発言・アドバイスを行っております。 この他、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、同様にアドバイス、提言を行っております。
社外取締役 宇都木 悟 (監査等委員)	取締役会21回のうち全てに出席し、監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。 長年にわたる環境分野での業務経験から、環境及び安全の見地から発言・アドバイスを行っております。また、内部監査等について適宜必要な発言を行っております。 この他、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、審議を主導し、委員会としての答申案を取りまとめております。
社外取締役 大西 幹弘 (監査等委員)	取締役会21回のうち20回に出席し、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。 長きに渡り大学で経営学の産業組織論、情報産業論、経営分析及びナレッジ・マネジメントの研究や教育に携わってきた経歴を有しており、発言・アドバイスを行っております。 この他、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、同様にアドバイス、提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 上記①の報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っております。

「内部統制基本方針」

#### ① 基本的な考え方

イ. 当社は「倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。

当業界のリーダー企業として永続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図る。

ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを行う。

ハ. 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

#### ② 当社及び子会社の取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当社及び子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

ロ. 代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

ハ. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。当社及び子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を徹底する。通報・相談を行った者に対しては別途定めた「公益通報者保護規程」に従い対応することとし、内容により適宜の情報開示を実施する。

- 二. 当社の内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
  - ホ. 当社及び子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から企画管理本部に処分を求め、役員の法令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
  - ハ. 反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当社企画管理本部とし、当社及び子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。  
反社会的勢力には警察等関係機関と連携し、毅然と対応する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 代表取締役社長は、企画管理本部に指示し、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社及び子会社のリスクを網羅的・総括的に管理する。  
重要度の高いリスクについては対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに生じたリスクについては、すみやかに担当部門を定めるものとする。
  - ロ. 内部監査室は部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役に報告し、改善策を審議・決定する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 「取締役会規則」「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
  - ロ. 取締役・執行役員・部長・子会社の取締役を構成員とするグループ合同経営会議（以下、「業務運営会議」という。）の充実（内部監査室長及び監査等委員である取締役の参加）と情報伝達の迅速化
  - ハ. 業務運営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑥ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
  - イ. 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、月1回の業務運営会議を通じ、指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ロ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員・部長・子会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ハ. 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査により、グループ企業間の業務が適正に行われていることを確認する。
  - ニ. 「関係会社管理規程」を制定し、子会社から当社への事前協議事項及び報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - イ. 当社は、当面補助する使用人を設置しない。ただし、監査等委員会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。  
また、その使用人は社内組織から独立したものとする。
  - ロ. 監査等委員会は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）、内部監査室長等の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役及び内部監査室長等は、監査等委員の当該使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は次に定める事項を報告することとする。
    - i 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - ii 毎月の経営状況で重要な事項
    - iii 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - iv 重大な法令・定款違反
    - v コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況及び内容
    - vi その他コンプライアンス上重要な事項

- . 使用人は前項 i 及び iv に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- ハ. 報告した者に対しては別途定める「公益通報者保護規程」により、不利益な取り扱いがないよう徹底する。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査等委員である取締役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査等委員会監査基準」に従い会社に償還請求することができる。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制「監査等委員会規程」「監査等委員会権限」による職務分担の明確化を図り、代表取締役社長との定期的な意見交換及び会計監査人の「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、監査等委員会を設置し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図っております。

- ① 内部統制システム全般  
当社及び子会社各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンスに関する体制について  
当社は、当社及び子会社各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、コンプライアンス勉強会等での教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「内部通報・相談規程」により相談・通報体制を設けており、子会社各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理に関する体制について  
リスク管理規程に則り、リスク管理委員会においてリスクの把握と改善策を審議・決定し、適切な対応に努めております。
- ④ 監査等委員会及び内部監査室の監査体制について  
監査等委員は当社及び子会社各社の重要な会議に出席して職務執行の状況等について報告を受けるとともに取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人、内部監査室と情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。また、内部監査室は内部監査計画に基づき、当社及び子会社各社の内部監査を実施しております。

# 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,930</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,737</b>
現金及び預金	2,448	支払手形及び買掛金	1,507
受取手形、売掛金及び契約資産	4,509	短期借入金	1,500
棚卸資産	488	1年内返済予定の長期借入金	832
その他	490	1年内償還予定の社債	8
貸倒引当金	△6	リース債務	93
<b>固定資産</b>	<b>19,421</b>	未払金	367
<b>有形固定資産</b>	<b>16,380</b>	未払法人税等	900
建物及び構築物	6,164	賞与引当金	160
機械装置及び運搬具	1,436	その他	367
土地	8,175	<b>固定負債</b>	<b>3,939</b>
リース資産	314	社債	12
建設仮勘定	227	長期借入金	3,143
その他	61	リース債務	255
<b>無形固定資産</b>	<b>1,803</b>	退職給付に係る負債	190
のれん	795	役員退職慰労引当金	15
顧客関連資産	886	繰延税金負債	294
その他	121	その他	28
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,237</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,677</b>
投資有価証券	611	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	506	<b>株主資本</b>	<b>16,215</b>
その他	120	資本金	2,287
貸倒引当金	△0	資本剰余金	2,088
<b>資産合計</b>	<b>27,351</b>	利益剰余金	11,873
		自己株式	△35
		その他の包括利益累計額	187
		その他有価証券評価差額金	192
		退職給付に係る調整累計額	△4
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,271</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>17,674</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>27,351</b>

# 連結損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		24,150
売上原価		18,961
売上総利益		5,188
販売費及び一般管理費		2,395
営業利益		2,792
営業外収益		
受取配当金	17	
不動産賃貸料	16	
受取保険金	12	
その他	15	61
営業外費用		
支払利息	20	
匿名組合投資損失	6	
投資事業組合運用損	4	
支払手数料	4	
その他	0	36
経常利益		2,818
特別利益		
固定資産売却益	18	
受取賠償金	67	
受取補償金	373	
その他	1	460
特別損失		
固定資産除却損	253	
減損損失	4	257
税金等調整前当期純利益		3,021
法人税、住民税及び事業税	1,137	
法人税等調整額	△129	1,007
当期純利益		2,013
非支配株主に帰属する当期純利益		231
親会社株主に帰属する当期純利益		1,781

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	2,287	2,089	10,260	△2	14,634
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△168		△168
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,781		1,781
自己株式の取得				△49	△49
自己株式の処分		△0		17	16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	1,613	△32	1,580
当 期 末 残 高	2,287	2,088	11,873	△35	16,215

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	252	△0	251	1,059	15,945
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△168
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,781
自己株式の取得					△49
自己株式の処分					16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△59	△4	△64	212	148
連結会計年度中の変動額合計	△59	△4	△64	212	1,728
当 期 末 残 高	192	△4	187	1,271	17,674

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社グリーンアローズ中部 株式会社グリーンアローズ九州 株式会社杉本商事 有限会社杉本紙業

当連結会計年度より、新たに株式を取得したことに伴い株式会社杉本商事及びその子会社である有限会社杉本紙業を連結の範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社グリーンアローズホールディングス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社杉本商事及び有限会社杉本紙業の決算日は2月20日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産	主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
------	---

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～49年

機械装置及び運搬具 2～14年

### ロ. 無形固定資産 定額法

(リース資産及びのれんを除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（14年）による定額法によっております。

### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ④ のれんの償却方法及び償却期間

14年間で均等償却しております。

## ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

### ハ. 小規模企業等における簡便法の適用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ⑥ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したもののについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

### イ. 土壌汚染調査・処理事業

土壌汚染調査に係る収益は、顧客との土壌調査委託契約等に基づいて地歴等を調査する資料等調査、現地ボーリング調査、サンプル土壌の分析に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、調査報告書を提出後、受領書を受け取った一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

土壌汚染工事に係る収益は、顧客との工事請負契約書に基づいて原位置での処理と土壌の掘削等土木工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、工事が契約期間にわたり実施されるものであり、財又はサービスに対する支配が契約期間にわたって移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実績発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約金額に重要性がなくごく短期な工事契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

土壌汚染処理に係る収益は、顧客との業務委託契約に基づいて掘削除去した土壌をセメント等にするため、当社リサイクルセンターにおいて加工に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、当社リサイクルセンターから土壌を搬出した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

### ロ. 資源リサイクル事業

資源リサイクル事業は主に廃石膏ボードリサイクル事業、PCB（ポリ塩化ビフェニル）事業、BDF（バイオディーゼル燃料）事業、古紙・一般廃棄物処理事業で構成されています。

廃石膏ボードリサイクルに係る収益は、顧客との産業廃棄物処理委託契約等に基づいて建物の解体現場等から排出される廃石膏ボードの選別・破碎・ふるい分け等に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、当社グループの工場から石膏粉を搬出した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

廃石膏ボードから選別した石膏粉を主原料とした土壌固化材の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

微量PCB廃棄物の収集運搬に係る収益は、顧客との収集運搬契約等に基づいて、産業廃棄物の収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、収集運搬が完了した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

バイオディーゼル燃料（BDF）の販売に係る収益は、顧客との売買契約に基づいて、製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

古紙・一般廃棄物処理に係る収益のうち、古紙については、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っており、一般廃棄物処理については、主に顧客との収集運搬委託契約等に基づいて、契約期間にわたり収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、古紙については、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しており、一般廃棄物処理については、契約期間にわたって収集運搬に係る役務を提供することで、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

② その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

仕掛品 処理未完了の取引において発生した原価等を計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸料」、「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」、「補助金収入」、「鉄屑売却収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 棚卸資産の内訳

商品及び製品	18百万円
仕掛品	428百万円
原材料及び貯蔵品	41百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,490百万円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	16,827,120株	一株	一株	16,827,120株

#### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	3,181株	50,200株	17,600株	35,781株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、2023年5月24日開催の取締役会決議に基づく自己株式の買取による増加50,000株及び単元未満株式の買取による増加200株であります。

2. 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当17,600株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月24日 定時株主総会	普通株式	84	5	2023年2月28日	2023年5月25日
2023年10月2日 取締役会	普通株式	83	5	2023年8月31日	2023年10月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2024年5月22日開催予定の第28回定時株主総会に次のとおり付議する予定であります。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	117	7	2024年2月29日	2024年5月23日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達についてはグループ会社及び銀行等金融機関からの借入により実施しております。なお、デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権に係る取引先企業の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として取引関係強化のために取得した株式等であり、市場価格の変動リスク等に対しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

短期借入金主として運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主として株式会社杉本商事の株式取得及び設備資金に係る資金調達であります。

社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主として設備資金に係る資金調達であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注)参照)。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 投資有価証券	367	367	—
資 産 計	367	367	—
(2) 社 債 (1年内償還予定を含む)	20	19	△0
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,975	3,968	△7
(4) リース債務 (1年内返済予定を含む)	348	349	0
負 債 計	4,344	4,337	△6

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	150
投資事業組合等への出資	94

市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

投資事業組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプット

がそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	367	—	—	367
資産計	367	—	—	367

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内返済予定を含む)	—	19	—	19
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	3,968	—	3,968
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	349	—	349
負債計	—	4,337	—	4,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社杉本商事

事業の内容 一般廃棄物運搬処理業、産業廃棄物収集運搬及び中間処理業等

#### ② 企業結合を行った主な理由

株式会社杉本商事の発行済みの全株式を取得し、杉本商事及びその子会社である有限会社杉本紙業が当社グループに合流することにより、これまで当社グループになかった一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬・処理、古紙の回収・リサイクルという新たなソリューションが加わり、お客様へ提供できるソリューションの幅が広がるとともに、当社グループのノウハウを持ち寄ることによって、再生エネルギー等の新規事業の立ち上げが可能になると考えております。

③ 企業結合日

2023年4月5日(みなし取得日2023年5月20日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年5月21日から2024年2月20日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,879百万円
取得原価		2,879百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 143百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

840百万円

② 発生原因

主として、今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,151	百万円
固定資産	1,672	
資産合計	2,824	
流動負債	197	
固定負債	588	
負債合計	785	

- (7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均 償却期間
顧客関連資産	936百万円	14年

- (8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

## 8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	土壌汚染 調査・処理事業	資源リサイクル事業	
中京	8,831	2,373	11,204
関東	7,476	84	7,561
関西	3,105	1,510	4,616
九州	—	768	768
顧客との契約から生じる収益	19,413	4,736	24,150
外部顧客への売上高	19,413	4,736	24,150

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の注記「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	3,228	3,967
契約資産	306	542
契約負債	51	38

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負工事契約において、期末日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが、未請求の作業に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、請負工事の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	976円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	106円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,156</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,261</b>
現金及び預金	1,371	電子記録債務	63
受取手形	146	買掛金	1,326
売掛金	3,160	短期借入金	1,500
契約資産	542	1年内返済予定の長期借入金	873
棚卸資産	475	リース債務	93
前渡金	7	未払金	251
前払費用	47	未払費用	52
その他	410	未払法人税等	741
貸倒引当金	△6	未払消費税等	82
<b>固定資産</b>	<b>18,735</b>	契約負債	38
<b>有形固定資産</b>	<b>14,302</b>	預り金	8
建物	3,740	賞与引当金	138
構築物	1,685	設備関係電子記録債務	91
機械及び装置	774	<b>固定負債</b>	<b>4,636</b>
車両運搬具	10	長期借入金	4,222
工具、器具及び備品	52	リース債務	255
土地	7,674	退職給付引当金	158
リース資産	314	その他	0
建設仮勘定	49	<b>負債合計</b>	<b>9,897</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>120</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	120	<b>株主資本</b>	<b>14,802</b>
その他	0	資本金	2,287
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,312</b>	資本剰余金	2,088
投資有価証券	556	資本準備金	2,082
関係会社株式	3,172	その他資本剰余金	6
破産更生債権等	0	<b>利益剰余金</b>	<b>10,461</b>
長期前払費用	4	利益準備金	1
繰延税金資産	469	その他利益剰余金	10,460
その他	109	繰越利益剰余金	10,460
貸倒引当金	△0	<b>自己株式</b>	<b>△35</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,891</b>	評価・換算差額等	191
		その他有価証券評価差額金	191
		<b>純資産合計</b>	<b>14,994</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>24,891</b>

# 損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	20,243
売上原価	16,552
売上総利益	3,691
販売費及び一般管理費	1,689
営業利益	2,001
営業外収益	
受取配当金	41
不動産賃貸料	24
受取保険金	12
業務委託料	20
その他	4
営業外費用	
支払利息	20
不動産賃貸費用	16
その他	9
経常利益	2,058
特別利益	
固定資産売却益	13
受取賠償金	67
受取補償金	373
その他	0
特別損失	
固定資産除却損	249
減損損失	4
税引前当期純利益	2,259
法人税、住民税及び事業税	833
法人税等調整額	△157
当期純利益	1,583

# 株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,287	2,082	6	2,089	1	9,044	9,045
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△168	△168
当 期 純 利 益						1,583	1,583
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)							
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	1,415	1,415
当 期 末 残 高	2,287	2,082	6	2,088	1	10,460	10,461

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	
当 期 首 残 高	△2	13,420	252	13,672
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△168		△168
当 期 純 利 益		1,583		1,583
自己株式の取得	△49	△49		△49
自己株式の処分	17	16		16
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)			△60	△60
当期変動額合計	△32	1,382	△60	1,321
当 期 末 残 高	△35	14,802	191	14,994

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～38年

構築物 2～49年

機械及び装置 2～14年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

##### ① 土壌汚染調査・処理事業

土壌汚染調査に係る収益は、顧客との土壌調査委託契約等に基づいて地歴等を調査する資料等調査、現地ボーリング調査、サンプル土壌の分析に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、調査報告書を提出後、受領書を受け取った一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

土壌汚染工事に係る収益は、顧客との工事請負契約書に基づいて原位置での処理と土壌の掘削等土木工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、工事が契約期間にわたり実施されるものであり、財又はサービスに対する支配が契約期間にわたって移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実績発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約金額に重要性がなくごく短期な工事契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

土壌汚染処理に係る収益は、顧客との業務委託契約に基づいて掘削除去した土壌をセメント等にするため、当社リサイクルセンターにおいて加工に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、当社リサイクルセンターから土壌を搬出した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

##### ② 資源リサイクル事業

資源リサイクル事業は主にPCB（ポリ塩化ビフェニル）事業、BDF（バイオディーゼル燃料）事業で構成されています。

微量PCB廃棄物の収集運搬に係る収益は、顧客との収集運搬契約等に基づいて、産業廃棄物の収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、収集運搬が完了した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

バイオディーゼル燃料（BDF）の販売に係る収益は、顧客との売買契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法とは異なっております。
- ② 仕掛品 処理未完了の取引において発生した原価等を計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」、「業務委託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	11百万円
仕掛品	428百万円
原材料及び貯蔵品	35百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,486百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	80百万円
② 短期金銭債務	221百万円
③ 長期金銭債務	1,525百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 売上高	613百万円
② 仕入高等	79百万円
③ 営業取引以外の取引による取引高	71百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数	
普通株式	35,781株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	2百万円
賞与引当金	42百万円
退職給付引当金	48百万円
譲渡制限付株式報酬	48百万円
未払事業税	39百万円
減価償却資産	273百万円
固定資産除却損	73百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	555百万円
評価性引当額	△1百万円
繰延税金資産合計	553百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△84百万円
繰延税金負債合計	△84百万円
繰延税金資産の純額	469百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社 ダイセキ	愛知県 名古屋市	6,382	産業廃 棄物中 間処理	(被所有) 直接54.0	環境分析の受 託、産業廃棄 物処理の受 託・委託 資金の借入	環境分析・ 産業廃棄物 処理の受託 (注)1	527	売掛金	63
							産業廃棄物 処理の委託 (注)1	14	買掛金	1
							借入金の返 済 (注)2	615	1年内返済 予定の長期 借入金	115
							利息の支払 (注)2	1	長期借入金	345

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して交渉の上決定しております。  
2. 市場金利を勘案して交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社グリーンアローズ中部	愛知県東海市	90	石ボドサク 鹿膏一リイル	(所有) 直接54.0	工場土地・建物等の賃貸、 業務受託、資金の借入	工場土地・建物等の賃貸 (注)1	24	未収入金	6
							業務受託 (注)1	12	1年内返済 予定の長期 借入金	100
							借入金の借入 (注)2	100		
							利息の支払 (注)2	0		
子会社	株式会社グリーンアローズ九州	福岡県糟屋郡宇美町	90	石ボドサク 鹿膏一リイル	(所有) 直接58.0	資金の借入	借入金の返済 (注)2	250	長期借入金	250
							借入金の借入 (注)2	250		
							利息の支払 (注)2	0		
子会社	株式会社杉本商事	滋賀県彦根市	10	廃棄物集搬 資源回収	(所有) 直接100.0	資金の借入	借入金の借入 (注)2	200	長期借入金	200
							利息の支払 (注)2	0		
子会社	有限会社杉本紙業	滋賀県長浜市	10	古紙集搬	(所有) 間接100.0	資金の借入	借入金の借入 (注)2	200	長期借入金	200
							利息の支払 (注)2	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して交渉の上決定しております。  
2. 市場金利を勘案して交渉の上決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 892円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 94円27銭  |

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社ダイセキ環境ソリューション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキ環境ソリューションの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ環境ソリューション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社ダイセキ環境ソリューション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキ環境ソリューションの2023年3月1日から2024年2月29日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、事業報告に記載されている親会社との取引についても、内部監査部門と連携の上、取締役及び使用人等から必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧するなど調査するとともに、必要に応じ親会社の監査等委員と情報の交換を図りました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月12日

株式会社ダイセキ環境ソリューション 監査等委員会

監査等委員 花村 美晴 ㊟

監査等委員 宇都 木悟 ㊟

監査等委員 大西 幹弘 ㊟

(注) 監査等委員花村美晴氏、宇都木悟氏及び大西幹弘氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市瑞穂区明前町 8 番 18 号

株式会社ダイセキ環境ソリューション本社 2 階 会議室

TEL (052) 819-5310



## 交通機関

地下鉄名城線 「堀田駅」下車 4 番出口 徒歩 5 分

名鉄名古屋本線 「堀田駅」下車 徒歩 10 分

◎当会場では駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

